

潮干狩りをされる皆様へ

潮干狩りができる区域と期間について

三重県では、地元の漁業組合に共同漁業権を免許しており、免許を受けた漁業協同組合は種苗放流など資源を守り育てる事業に取り組んでいます。資源保護の一環として下記の地図のとおり潮干狩りができる場所、期間、時間帯を設定しています。それ以外の場所、期間については採貝は禁止となっていますのでご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、潮干狩りが可能な場所にはポールに**赤い旗**で目印を付けて区切っております。

黄色の部分が潮干狩りが可能な区域です。
4月1日～8月31日の日中(日の出から日の入り)のみ可能



アサリ、ハマグリなど漁業権対象種となっている水産動植物を組合員以外が採捕すると**漁業権の侵害【漁業法第195条】**に該当し、**20万円以下の罰金**が課せられる場合があります。

お問い合わせ

松阪市新松ヶ島町620-55
松阪漁業協同組合
電話 0598-51-2382